

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について（概要）

1 改正の理由

(1) 遅滞損害金の率の改正、表記変更について

福岡県財務規則（以下、「財務規則」という。）第一百七十三条において、遅滞損害金の額を「物件の購入に関するものについては未納部分の代金の三十六・五パーセント以上に相当する金額、その他の契約にあつては別に定めるものを除き契約金額（建設工事に係る契約にあつては、既済部分に相当する金額を控除した額）の二・五パーセント以上に相当する金額」と規定していますが、物件の購入に関するものの「三十六・五パーセント以上」という割合は、他自治体の規則等で定められている割合と比較すると、かなり高い割合となっています。

また、財務規則様式第三百一十一号その二等で定めている物品関係の請書様式の遅滞損害金の率を73.0%と規定していることについても、上記同様に他自治体と比較すると、かなり高い割合となっています。

その他の契約の「二・五パーセント以上」について、福岡県では、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）と同一の率を採用しています。

以上のことから、物件の購入に関するものの遅滞損害金の率を引き下げて、併せて遅滞損害金の率の表記の変更を行うため、財務規則の一部を改正するものです。

(2) 財務規則で定めている請書様式の暴力団排除条項の変更について

福岡県では、警察本部からの通知に基づき、暴力団排除を目的として契約の相手方が暴力的組織である等の事由に該当する場合は、「直ちに」契約を解除できる暴力団排除条項を契約書に設けることとしています。

それを受け、財務規則様式第三百一十一号その二等の請書部分の暴力団排除条項について、「直ちに」という文言を追記するため、財務規則の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 財務規則第一百七十三条

物件の購入に関するものの遅滞損害金の率を、その他の契約と同様に、財務大臣が決定する率以上とし、遅滞損害金の率の表記の変更を行う。

(2) 物品購入に係る請書（財務規則様式第三百一十一号その二、第三百十二号その二）

ア 遅滞損害金の率を財務大臣が決定する率と同一とし、表記の変更を行う。（第4項）

イ 受注者が暴力的組織等であったときは、「直ちに」契約を解除されても異議を申し立てることができないこととする。(第8項)

(3) 賃借に係る請書(財務規則様式第百三十一号その三、第百三十二号その三)

ア 遅滞損害金の率の表記の変更を行う。(第4項)

イ (2) イと同じ。(第5項)

(4) 電子集約物品購入に係る請書(財務規則様式第百三十一号その四、第百三十二号その四)

ア (2) アと同じ。(第4項)

イ (2) イと同じ。(第8項)

(5) 建設工事に係る請書(財務規則様式第百三十四号)

ア (3) アと同じ。(第5項)

イ (2) イと同じ。(第6項)

(6) 物品売買契約書(財務規則様式第百三十三号の二)

ア (2) アと同じ。(第13条第5項)

イ 一部、文言の整理を行う。(第15条第2項)

3 施行期日

令和4年度に施行予定。